

告 示

埼玉県告示第千四百六十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年十一月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

カインズスーパーモール川島（専門店棟）

埼玉県比企郡川島町大字上井草字壁ヶ谷戸千二百七十五番地外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 株式会社カインズ 代表取締役 土屋裕雅

埼玉県本庄市東富田八十八番地二

三井住友ファイナンス&リース株式会社 代表取締役 川村嘉則

東京都千代田区丸の内一丁目三番二号

（変更後） 株式会社カインズ 代表取締役 土屋裕雅

埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目二番一号

三井住友ファイナンス&リース株式会社 代表取締役 川村嘉則

東京都千代田区丸の内一丁目三番二号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 株式会社トップカルチャー 代表取締役 清水秀雄

新潟県新潟市小針四―九―一 外 計三者

（変更後） 株式会社トップカルチャー 代表取締役 清水秀雄

新潟県新潟市小針四―九―一 外 計三者

ハ 変更年月日

平成二十七年五月十八日外

ニ 届出年月日

平成二十八年十月三十一日

二 縦覧期間

平成二十八年十一月一日から平成二十九年三月十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十八年十一月一日から平成二十九年三月十一日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課